

(2) 水象、水質（公共用水域・地下水）、水底の底質その他の水に係る環境の状況

1) 水 象

対象事業実施区域及びその周囲の主な河川及び流量観測地点は、図 4-2-1-12 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の主な河川には、庄内川水系の矢田川、庄内川及び堀川があげられる。矢田川は、愛知県瀬戸市の海上の森及び猿投山を水源とする延長 23km、流域面積 115km² の庄内川水系一級河川である。庄内川は、その源を岐阜県恵那市の夕立山（標高 727m）に発し、岐阜県東濃地方の盆地を貫通し、濃尾平野を南下して伊勢湾に注ぐ延長 96km、流域面積 1,010km² の一級河川であり中部地方を代表する都市河川である。堀川は、矢田川同様に庄内川水系の一級河川であり、延長 16.2km、流域面積 52.5km² の河川である。

対象事業実施区域及びその周囲の河川の流量観測結果は、表 4-2-1-40 に示すとおりである。ただし、堀川では流量調査は行われていない。

表 4-2-1-40 流量観測結果（平成 24 年）

No.	水系	河川	地点名	流 量 (平均値 m ³ /s)
水流 1	庄内川	矢田川	瀬古	4.40
水流 2			大森橋	1.69
水流 3		庄内川	枇杷島	23.48
水流 4			志段味	14.81

注1. 大森橋は年度データ、他は年次データ。

資料：「国土交通省 水文水質データベース」

(平成26年5月現在、国土交通省ホームページ)

「あいちの環境（水環境調査結果）」（平成26年5月現在、愛知県ホームページ）



凡例

- 計画路線（トンネル部）
- 県境
- - - - - 市区町村境
- 流量又は水質調査地点

水質汚濁に係る環境基準の類型指定

- | | |
|-------|--------|
| — 類型A | — 類型D |
| — 類型B | — 類型E |
| — 類型C | — 指定なし |

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。
 注2. 図の略語は、以下のとおりである。
 水流：流量観測結果
 水生：生活環境の保全に関する公共用水域水質測定結果
 水人：人の健康に関する公共用水域水質測定結果
 水ダ：ダイオキシン類水環境（公共用水域・水質）調査結果
 底ダ：ダイオキシン類水環境（公共用水域・底質）調査結果
 水地ダ：ダイオキシン類地下水調査結果

資料：「国土交通省 水文水質データベース」（平成26年5月現在、国土交通省ホームページ）
 「あいちの環境（水環境調査結果）」（平成26年5月現在、愛知県ホームページ）
 「平成24年度 公共用水域及び地下水の水質調査結果」（平成26年5月現在、愛知県ホームページ）
 「平成23年度ダイオキシン類に係る環境調査結果について」（平成25年6月現在、愛知県ホームページ）

図4-2-1-12(1) 水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況及び水環境に係る測定地点図

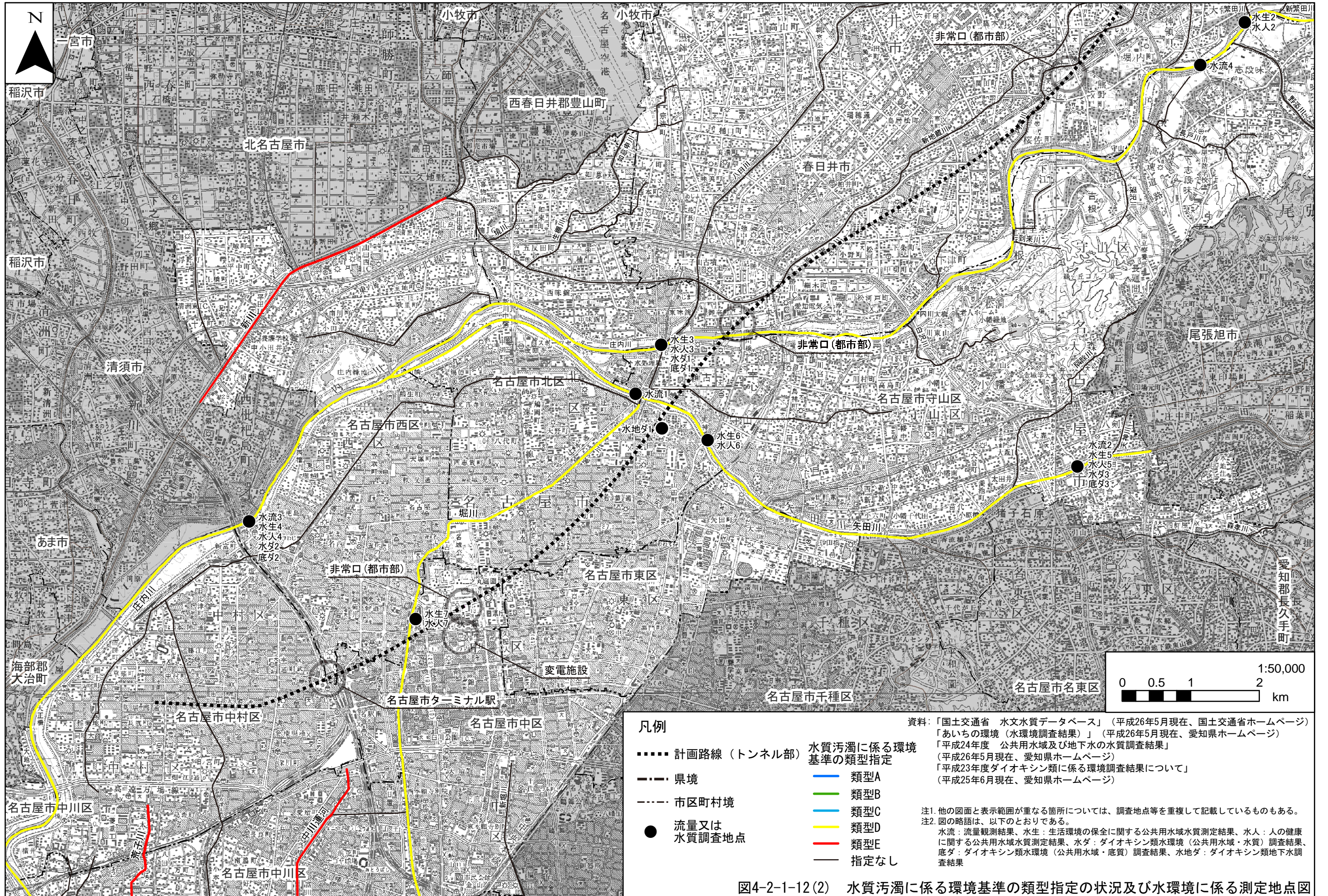


図4-2-1-12(2) 水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況及び水環境に係る測定地点図

2) 水 質（公共用水域・地下水）

対象事業実施区域及びその周囲の水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況及び水質に係る測定地点は、図 4-2-1-12 に示すとおりである。

ア. 既存の測定結果

7) 公共用水域

対象事業実施区域及びその周囲の生活環境の保全に関する公共用水域水質測定結果は表 4-2-1-41、人の健康の保護に関する公共用水域水質測定結果は表 4-2-1-42、ダイオキシン類水環境（公共用水域・水質）調査結果は表 4-2-1-43 に示すとおりである。

生活環境の保全に関する公共用水域水質については、全ての地点で水素イオン濃度(pH)、溶存酸素量(DO)、生物化学的酸素要求量(BOD)及び浮遊物質量(SS)が環境基準を達成しているが、大腸菌群数は環境基準を達成していなかった。なお、化学的酸素要求量(COD)は環境基準が定められていないが、参考値として掲載する。

人の健康の保護に関する公共用水域水質については、全ての地点で全ての項目が環境基準を達成している。

ダイオキシン類水環境（公共用水域・水質）については、全ての地点で環境基準を達成している。

表 4-2-1-41 公共用水域水質測定結果[生活環境の保全に関する項目] (平成 24 年度)

No.	水生 1	水生 2	水生 3	水生 4	水生 5	水生 6	水生 7	環境基準	目標値 ^{注1}	
水系	庄内川									
河川名	庄内川				矢田川		堀川			
類型	B	D	D	D	D	D	D			
測定地点	城嶺橋	大留橋	水分橋	枇杷島橋	大森橋	天神橋	小塩橋			
水素イオン 濃度 pH	年平均値	7.4	7.4	7.0	7.2	7.5	7.5	6.9	B:6.5 以上 8.5 以下 D:6.0 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下
	最小～最大	6.8～7.7	7.0～7.6	6.5～7.2	6.6～7.7	6.6～8.0	6.9～8.6	6.6～7.5		
溶存酸素 DO (mg/L)	年平均値	10	11	9.1	9.8	9.8	10	5.6	B:5mg/L 以上 D:2mg/L 以上	☆☆☆:5mg/L 以上 ☆☆ :5mg/L 以上 ☆ :3mg/L 以上
	最小～最大	8.1～13	9.2～13	6.0～13	5.7～13	6.7～13	7.7～13	2.8～8.6		
生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/L)	年平均値	1.1	1.3	3.2	3.2	5.1	3	4.4	B:3mg/L 以下 D:8mg/L 以下	☆☆☆:3mg/L 以下 ☆☆ :5mg/L 以下 ☆ :8mg/L 以下
	最小～最大 (15)	<0.5～1.7	<0.5～2	1.3～6.1	1.6～5.8	2.9～7.9	1.1～5.1	1.8～11		
	75%水質値	1.5	1.5	3.8	4.1	7.1	4	5.2		
化学的酸素 要求量 COD (mg/L)	年平均値	3.3	3.7	10	8	7.1	6.4	8	B:— D:—	—
	最小～最大	2.8～4.1	2.6～7.3	5.7～19	4.8～10	5.4～9.4	4.3～8.2	5.3～12		
	75%水質値	3.4	3.5	10	9.7	8.1	7.6	8.4		
浮遊物質 SS (mg/L)	年平均値	3	3	8	6	6	3	7	B:25mg/L 以下 D:100mg/L 以下	☆☆☆:10mg/L 以下 ☆☆ :15mg/L 以下 ☆ :20mg/L 以下
	最小～最大	1～6	2～7	3～20	3～30	2～23	<1～5	3～20		
大腸菌群数 (MPN/100mL)	年平均値	2.3×10 ⁴	—	—	—	—	—	—	B:5000MPN/ 100mL 以下 D:—	☆☆☆:1000 個 /100mL 以下 ☆☆ :— ☆ :—
	最小～最大	1.3×10 ³ ～ 1.1×10 ⁵	—	—	—	—	—	—		

注1. 名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値 (平成17年名古屋市告示第402号)

- ☆☆☆: 川に入って遊びが楽しめる
- ☆☆ : 水際での遊びが楽しめる
- ☆ : 岸辺の散歩が楽しめる

注2. 環境基準は表 4-2-1-46参照、環境目標値は表 4-2-1-48参照

資料: 「平成24年度 公共用水域及び地下水の水質調査結果」 (平成26年5月現在、愛知県ホームページ)

(15) 年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ、0.75×n 番目 (n は日間平均値の全データ数) のデータ値をもって 75%水質値とする

表 4-2-1-42 公共用水域水質測定結果[人の健康の保護に関する項目] (平成 24 年度)

No.	水人1	水人2	水人3	水人4	水人5	水人6	水人7	環境基準値
水系	庄内川							
河川名	庄内川				矢田川		堀川	
測定地点	城嶺橋	大留橋	水分橋	枇杷島橋	大森橋	天神橋	小塩橋	
カドミウム	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003mg/L 以下
全シアン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと。
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L 以下
六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05mg/L 以下
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	mg/L	-	-	-	-	ND	-	検出されないこと。
PCB	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	-	検出されないこと。
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.86	1.1	1.2	1.6	2.2	3.3	10mg/L 以下
ふっ素	mg/L	0.18	0.17	0.18	0.17	0.09	0.17	0.8mg/L 以下
ほう素	mg/L	0.05	0.05	0.05	0.05	0.07	0.09	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L 以下

注1. -は未測定、NDは不検出を示す。

注2. 環境基準は表 4-2-1-49参照。

資料：「平成24年度 公共用水域及び地下水の水質調査結果」 (平成26年5月現在、愛知県ホームページ)

表 4-2-1-43 ダイオキシン類水環境 (公共用水域・水質) 調査結果 (平成 23 年度)

(単位：pg-TEQ/L)

No.	水系	河川名	測定地点	調査結果		環境基準	試料採取日
				年間平均値	各回		
水ダ1	庄内川	庄内川	水分橋	0.074	-	1pg-TEQ/L 以下	平成 23 年 10 月 14 日
水ダ2			枇杷島橋	0.081	-		平成 23 年 10 月 14 日
水ダ3		矢田川	大森橋	0.18	0.098		平成 23 年 8 月 5 日
					0.27		平成 24 年 1 月 31 日

注1. 環境基準は表 4-2-1-50参照。

資料：「平成23年度ダイオキシン類に係る環境調査結果について」

(平成25年6月現在、愛知県ホームページ)

4) 地下水

対象事業実施区域を含む周辺市区⁽¹⁶⁾の人の健康の保護に関する地下水質測定結果は、表 4-2-1-44 に示すとおりである。対象事業実施区域を含む周辺市区の測定地点 21 地点のうち、小牧市の 1 地点を除く全てにおいて環境基準を達成している。

対象事業実施区域及びその周囲のダイオキシン類地下水調査結果は、表 4-2-1-45 に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周囲の全ての地点において環境基準を達成している。

表 4-2-1-44 地下水質測定結果[人の健康の保護に関する項目] (平成 24 年度)

調査地点数	地域		名古屋市					合計
	小牧市	春日井市	守山区	東区	中区	西区	中川区	
調査地点数	3地点	2地点	5地点	2地点	2地点	3地点	4地点	21地点
不圧/被圧帯水層の別	不明	被圧	被圧	被圧	被圧	被圧	被圧	被圧：18地点 不明：3地点
調査項目	環境基準達成率							
カドミウム	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
全シアン	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
鉛	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
六価クロム	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
砒素	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
総水銀	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
アルキル水銀	-	-	-	-	-	-	-	-
P C B	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
ジクロロメタン	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
四塩化炭素	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
塩化ビニルモノマー	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1,2-ジクロロエタン	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1,1-ジクロロエチレン	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1,2-ジクロロエチレン	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1,1,1-トリクロロエタン	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1,1,2-トリクロロエタン	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
トリクロロエチレン	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
テトラクロロエチレン	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1,3-ジクロロプロペン	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
チウラム	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
シマジン	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
チオベンカルブ	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
ベンゼン	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
セレン	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
ふっ素	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
ほう素	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1,4-ジオキサン	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注1. 環境基準は表 4-2-1-49参照。

資料：「平成24年度 公共用水域及び地下水の水質調査結果」(平成26年5月現在、愛知県ホームページ)

表 4-2-1-45 ダイオキシン類地下水調査結果 (平成 23 年度)

(単位：pg-TEQ/L)

No.	測定地点	井戸の区分	調査結果	環境基準	試料採取日
水地ダ 1	名古屋市北区上飯田北町	深井戸	0.030	1pg-TEQ/L 以下	平成 23 年 12 月 14 日

注1. 深井戸は井戸深度が第一不透水層以深のものをいう。

注2. 環境基準は表 4-2-1-50参照。

資料：「平成23年度ダイオキシン類に係る環境調査結果について」

(平成25年6月現在、愛知県ホームページ)

⁽¹⁶⁾ 対象事業実施区域で示されている区域が掛かる関係市 (名古屋市においては区) の全域。

イ. 水質汚濁に係る環境基準等

水質汚濁に係る環境基準等は、表 4-2-1-46 から表 4-2-1-52 に示すとおりである。

表 4-2-1-46 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

河川(1)

項目 類型	利用目的の適応性	環境基準				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—
備考1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。						

注1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等により通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度浄水操作を行うもの

注3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄化操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

注5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

河川(2)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	環境基準		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。				

表 4-2-1-47 水質汚濁に係る環境基準（河川）の類型指定の状況

河川(1)

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
木曽川水域	木曽川中流	落合ダムから犬山頭首工まで	A	ロ	昭和 45 年閣議決定
	木曽川下流	犬山頭首工より下流	A	イ	平成 14 年環境省告示
庄内川等水域	庄内川中流(1)	水野川合流点より上流	B	イ	平成 12 年愛知県告示
	庄内川中流(2)	水野川合流点から水分橋まで	D	イ	平成 8 年愛知県告示
	庄内川下流	水分橋より下流	D	イ	
	矢田川上流	大森橋より上流	D	ロ	昭和 46 年閣議決定
	矢田川下流	大森橋より下流	D	イ	平成 17 年愛知県告示
	五条川下流	待合橋より下流	E	イ	平成 8 年愛知県告示
	新川下流	新橋より下流	E	ハ	昭和 46 年閣議決定
日光川	全域	E	ハ		
名古屋市内水域	荒子川	全域	E	イ	平成 9 年愛知県告示
	中川運河	全域	E	イ	
	堀川	全域	D	イ	
	山崎川	全域	D	イ	
	天白川	全域	C	イ	
境川等水域	境川上流	新境橋より上流	B	ハ	昭和 45 年閣議決定
	境川下流	新境橋より下流	C	ロ	
	逢妻川上流	境大橋より上流	D	ハ	
	逢妻川下流	境大橋より下流	D	イ	平成 10 年愛知県告示
	猿渡川	全域	D	ハ	昭和 45 年閣議決定
	朝鮮川	全域	C	イ	平成 10 年愛知県告示
	半場川	全域	C	ロ	昭和 45 年閣議決定
	長田川	全域	C	ロ	
	稗田川	全域	C	ロ	
	高浜川	全域	C	ロ	
新川	全域	C	ロ	昭和 47 年愛知県告示	
阿久比川	全域	C	ロ		
矢作川水域	矢作川上流(1)	矢作ダムより上流の矢作川	AA	イ	昭和 48 年愛知県告示
	矢作川上流	矢作ダムから明治用水頭首工まで	A	イ	昭和 45 年閣議決定
	矢作川下流	明治用水頭首工より下流	B	イ	
	乙川上流	岡崎市取水口より上流	A	イ	平成 12 年愛知県告示
	乙川下流	岡崎市取水口より下流	B	イ	
	巴川	全域	A	イ	昭和 45 年閣議決定
	矢作古川	全域	C	イ	昭和 48 年愛知県告示
	鹿乗川	全域	C	ロ	昭和 50 年愛知県告示
	介木川	全域	A	イ	平成 8 年愛知県告示
	男川	全域	A	イ	
	雨山川及び乙女川下流	雨山川全域及び雨山川合流点より下流の乙女川	A	イ	
木瀬川及び犬伏川下流	木瀬川全域及び木瀬川合流点より下流の犬伏川	A	イ	平成 11 年愛知県告示	
豊川等水域	豊川上流	宇連川合流点より上流	AA	イ	昭和 46 年閣議決定
	豊川中流	宇連川合流点から豊橋市下条上水道取水地点まで	A	イ	平成 11 年愛知県告示
	豊川下流	下条上水道取水地点より下流	B	イ	昭和 46 年閣議決定
	宇連川	全域	AA	イ	
	豊川放水路	全域	C	イ	平成 11 年愛知県告示
	梅田川	全域	C	ハ	昭和 50 年愛知県告示
	音羽川	全域	C	イ	平成 11 年愛知県告示
	佐奈川	全域	D	イ	
汐川	全域	E	ハ	昭和 62 年愛知県告示	
天竜川水域	大千瀬川	静岡県境より上流	AA	ロ	平成 8 年愛知県告示
	天竜川(4)	早木戸川合流点から鹿島橋まで(佐久間ダム貯水池(佐久間湖)(全域)に係る部分に限る。)を除く	AA	イ	平成 15 年環境省告示

注1. 達成期間の欄の記号の内容については、次のとおりである。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

河川(2)

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
木曽川水域	木曽川(2)	中濃大橋より下流に限る	B	イ	平成 21 年環境省告示
矢作川水域	矢作川(ア)	矢作ダムより上流	A	イ	平成 21 年愛知県告示
	矢作川(イ)	矢作ダムより下流	B	イ	
	巴川	全域	B	イ	
	乙川(ア)	乙川天神橋より上流	A	イ	
	乙川(イ)	乙川天神橋より下流	B	イ	
	鹿乗川	全域	B	イ	
	矢作古川	全域	B	イ	
	介木川	全域	A	イ	
	男川	全域	B	イ	
	雨山川及び乙女川下流	雨山川全域及び雨山川合流点より下流の乙女川	B	イ	
木瀬川及び犬伏川下流	木瀬川全域及び木瀬川合流点より下流の犬伏川	B	イ		

注1. 達成期間の欄の記号の内容については、次のとおりである。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

表 4-2-1-48 名古屋市内における水質汚濁に係る環境目標値（河川）

(平成 17 年名古屋市告示第 402 号)

区分	親水のイメージ	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	ふん便性大腸菌群数
☆☆☆	川に入っでの遊びが楽しめる	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	10mg/L 以下	5mg/L 以上	1000 個 /100mL 以下
☆☆	水際での遊びが楽しめる		5mg/L 以下	15mg/L 以下		—
☆	岸辺の散歩が楽しめる		8mg/L 以下	20mg/L 以下	3mg/L 以上	

備考1. 基準値は、日間平均値とする。
2. BODの年間評価は75%水質値による。

表 4-2-1-49 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

項目	公共用水域	地下水
カドミウム	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	—	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	—
1,2-ジクロロエチレン	—	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下
備考1. 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。		

表 4-2-1-50 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質を除く）に係る環境基準

(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

媒体	環境基準
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L 以下
備考1. 環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。 2. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 3. 基準値は、年間平均値とする。	

表 4-2-1-51 水質汚濁防止法に基づく排水基準

(昭和 46 年総理府令第 35 号)

有害物質

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1.0mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	10mg/L (海域以外) 230mg/L (海域)
ふっ素及びその化合物	8mg/L (海域以外) 15mg/L (海域)
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L (アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素)
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

注1. 「検出されないこと」とは、定量下限を下回ることをいう。

有害物質以外の項目

項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	5.8 以上 8.6 以下 (海域以外の公共用水域に排出されるもの) 5.0 以上 9.0 以下 (海域に排出されるもの)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 (日間平均 120) mg/L
化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均 120) mg/L
浮遊物質 (SS)	200 (日間平均 150) mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120 (日間平均 60) mg/L
リン含有量	16 (日間平均 8) mg/L

表 4-2-1-52(1) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準

(水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例(昭和47年愛知県条例第4号))

名古屋港・庄内川等水域

工場又は事業場	業種	有害物質の種類及び許容限度(mg/L)	項目及び許容限度(mg/L)							適用日又は適用期間			
			シアン化合物	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	ノルマルヘキサン抽出物質含有量		フェノール類含有量		銅含有量		
							鉱油類	動植物油脂類					
既設の工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全業種	—	25(20)	25(20)	70(50)	5	10	1	1	S48.6.24		
	その他の地域に所在するもの	畜産農業又はサービスマン(豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	1日当たりの平均的な排出水の量が50㎡以上のもの	—	130(110)	—	160(120)	—	—	—	—	S58.1.1	
		1日当たりの平均的な排出水の量が20㎡以上50㎡未満のもの	—	160(120)	—	200(150)	—	—	—	—	—	S58.1.1	
	畜産食品製造業	乳製品製造業	乳製品製造業	—	80(60)	—	30(20)	—	10	—	—	S48.6.24	
			その他	—	120(100)	—	90(70)	—	10	—	—		
		水産食品、調味料又はめん類の製造業	水産食品、調味料又はめん類の製造業	—	120(100)	120(100)	90(70)	—	10	—	—		
			野菜又は果実を原料とする保存食品製造業	—	120(100)	—	40(30)	—	10	—	—		
		飲料製造業	小麦粉、パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	小麦粉、パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	—	80(60)	80(60)	80(60)	—	—	—		—
				ビール製造業	—	40(30)	—	30(20)	—	—	0.5		—
				清酒製造業	—	120(100)	—	90(70)	—	10	—		—
				蒸りゅう酒又は混成酒の製造業	—	160(120)	—	120(100)	—	10	—		—
		動物系飼料又は有機質肥料の製造業	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	—	160(120)	—	200(150)	—	10	—		—
				動植物油脂製造業	—	100(80)	40(30)	80(60)	—	20	—		—
				でん粉、ぶどう糖又は水あめの製造業	—	120(100)	40(30)	90(70)	—	10	—		—
				冷凍調理食品製造業	—	50(40)	—	70(50)	—	10	—		—
	繊維工業又は繊維製品製造業	毛紡績業又は整毛業(洗毛施設を有するものに限る。)	毛紡績業又は整毛業(洗毛施設を有するものに限る。)	—	120(100)	—	180(150)	—	—	—	—		
			染色整理業	毛織維加工業	—	50(40)	—	50(40)	—	10	1	—	
				その他	—	100(80)	—	100(80)	—	10	1	—	
			その他	—	100(80)	—	100(80)	—	10	—	—		
	一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業又はパーティクルボード製造業	一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業又はパーティクルボード製造業	—	70(50)	70(50)	90(70)	—	—	1	—	S58.1.1		
		パルプ、紙又は紙加工品の製造業	板紙製造業	—	120(100)	—	180(150)	—	—	—	—		
	湿式繊維板製造業		—	—	160(120)	50(40)	—	—	—	—	S48.6.24		
	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	—	25(20)	—	30(20)	—	—	—	1	S58.1.1		
		その他	—	40(30)	—	60(50)	—	10	0.5	—			
	化学工業	医薬品製造業	—	40(30)	—	60(50)	—	10	0.5	—			
		その他	—	30(20)	60(50)	40(30)	3	—	1	—	S48.6.24		
	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)	—	—	30(20)	30(20)	—	—	—	—			
		ゴム製品製造業	—	25(20)	—	30(20)	—	—	—	—	S58.1.1		
	窯業、土石製品製造業又は非金属鉱工業	窯業原料(うわ薬原料を含む。)精製業	1日当たりの平均的な排出水の量が50㎡以上のもの	—	25(20)	—	200(150)	2	—	—	—	S48.6.24	
			1日当たりの平均的な排出水の量が10㎡以上50㎡未満のもの	—	25(20)	—	300(250)	2	—	—	—		
			その他	—	25(20)	30(20)	150(120)	2	—	—	—		
	鉄鋼業	1日当たりの平均的な排出水の量が10万㎡以上のもの	0.5	—	20(15)	30(20)	2	—	1	1	S49.10.1		
		1日当たりの平均的な排出水の量が50㎡以上10万㎡未満のもの	—	25(20)	25(20)	40(30)	2	—	1	1	S48.6.24		
	非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)	非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)	—	25(20)	25(20)	30(20)	—	—	—	1	S48.6.24		
		ガス供給業	—	90(70)	40(30)	30(20)	3	—	1	—			
	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設を有するもの	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設を有するもの	—	25(20)	—	30(20)	—	—	—	—	S58.1.1		
酸若しくはアルカリによる表面処理施設を有するもの又は電気めっき施設を有するもの	酸若しくはアルカリによる表面処理施設を有するもの又は電気めっき施設を有するもの	—	25(20)	25(20)	30(20)	—	—	—	1	S48.6.24			
旅館業	旅館業	—	90(70)	90(70)	90(70)	—	—	—	—	S58.1.1			
病院	病院	—	40(30)	—	90(70)	—	—	—	—	S58.1.1			
と畜業	と畜業	—	80(60)	—	80(60)	—	—	—	—	S48.6.24			
地方卸売市場	地方卸売市場	—	50(40)	—	70(50)	—	10	—	—	S58.1.1			
廃油処理施設を有するもの	廃油処理施設を有するもの	—	—	25(20)	30(20)	1	—	1	1	S48.6.24			
自動車分解整備事業の用に供する洗車施設(自動式車両洗浄施設を除く。)を有するもの	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設(自動式車両洗浄施設を除く。)を有するもの	—	50(40)	—	70(50)	—	—	—	—	S58.1.1			
自動式車両洗浄施設を有するもの	自動式車両洗浄施設を有するもの	—	25(20)	—	70(50)	—	—	—	—	S48.6.24			
科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行うもの	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行うもの	—	40(30)	40(30)	90(70)	—	—	—	—	S58.1.1			
一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの	一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの	—	40(30)	—	50(40)	—	—	—	—	S58.1.1			

注1. () 内の数値は日間平均。

表 4-2-1-52(2) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準

(水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例(昭和47年愛知県条例第4号))

名古屋港・庄内川等水域

工場又は事業場	業種	有害物質の種類及び許容限度(mg/L)	項目及び許容限度(mg/L)							適用日又は適用期間	
			シアン化合物	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質量	ノルマルヘキサン抽出物質含有量		フェノール類含有量		銅含有量
							鉱油類	動植物油脂類			
既設の工場又は事業場	その他の地域に所在するもの	産業廃棄物処理施設を有するもの	—	25(20)	—	30(20)	3	—	1	1	S58.1.1
	下水道終末処理施設を有するもの	し尿処理施設を有するもの	—	(30)	(30)	(70)	—	—	—	—	S48.6.24
		一宮市西部終末処理場	—	(20)	—	(70)	—	—	—	—	S49.10.1
		名古屋市下之一色下水処理場、名古屋市岩塚下水処理場、一宮市東部終末処理場及び津島市下水終末処理場	—	(60)	—	(120)	—	—	—	—	S48.4.1から規則で定める日まで
		その他	—	(20)	(20)	(70)	—	—	—	—	規則で定める日
新設の工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全業種	—	25(20)	25(20)	30(20)	2	10	0.5	1	S48.4.1
	その他の地域に所在するもの	全業種(畜産農業及びサービス業(豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。)、食品製造業(ビール製造業及び冷凍調理食品製造業を除く。)、繊維工業、繊維製品製造業、鉄鋼業、旅館業、廃油処理施設を有するもの、し尿処理施設を有するもの並びに下水道終末処理施設を有するものを除く。)	—	25(20)	25(20)	30(20)	2	10	0.5	1	S48.4.1
		畜産農業又はサービス業(豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	—	90(70)	90(70)	100(80)	—	—	—	—	S58.1.1
	食品製造業(ビール製造業及び冷凍調理食品製造業を除く。)	乳製品製造業	—	50(40)	40(30)	30(20)	—	10	—	—	S48.4.1
		野菜又は果実を原料とする保存食品製造業	—	50(40)	40(30)	40(30)	—	10	—	—	
		動植物油脂、でん粉、ぶどう糖又は水あめの製造業	—	50(40)	40(30)	50(40)	—	10	—	—	
		その他	—	50(40)	50(40)	50(40)	—	10	—	—	
	繊維工業又は繊維製品製造業	—	50(40)	50(40)	40(30)	—	10	1	—	S48.4.1	
	鉄鋼業	1日当たりの平均的な排水の量が10万m ³ 以上のもの	0.5	25(20)	20(15)	30(20)	2	—	0.5		1
		1日当たりの平均的な排水の量が20万m ³ 以上10万m ³ 未満のもの	—	25(20)	25(20)	30(20)	2	—	0.5	1	
	旅館業	—	40(30)	40(30)	70(50)	—	—	—	—	S58.1.1	
	廃油処理施設を有するもの	—	25(20)	25(20)	30(20)	1	10	0.5	1	S48.4.1	
	し尿処理施設を有するもの	—	40(30)	40(30)	80(60)	—	—	—	—		
下水道終末処理施設を有するもの	—	25(20)	25(20)	70(50)	—	—	—	—			

注1. ()内の数値は日間平均。

表 4-2-1-52(3) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準

(水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例(昭和47年愛知県条例第4号))

名古屋市内水域

工場又は事業場	業種	項目及び許容限度(mg/L)						適用日又は適用期間			
		生物化学的酸素要求量	浮遊物質	ノルマルヘキサン抽出物質含有量		フェノール類含有量	銅含有量				
				飲油類	動植物油脂類						
既設の工場又は事業場	下水道処理区域内に所在するもの	全業種	25(20)	70(50)	5	10	1	1	S47.10.1		
	その他の地域に所在するもの	畜産農業又はサービス業(豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	1日当たりの平均的な排出水の量が50㎡以上のも 1日当たりの平均的な排出水の量が20㎡以上50㎡未満のもの	130(110) 160(120)	160(120) 200(150)	— —	— —	— —	— —	S58.1.1	
	食料品製造業	パン若しくは菓子の製造又は製あん業	清酒製造業	80(60)	80(60)	—	10	—	—	—	S47.10.1
			飲料製造業	120(100)	90(70)	—	—	—	—	—	
		その他	清酒製造業	60(50)	30(20)	—	10	—	—	—	
			その他	90(70)	70(50)	—	10	—	—	—	
	繊維工業又は繊維製品製造業	染色整理業	50(40)	60(40)	—	10	1	—	—	S47.10.1	
		その他	100(80)	60(40)	—	10	1	—	—		
	一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業又はパーティクルボード製造業		70(50)	90(70)	—	—	1	—	—	S58.1.1	
	木材薬品処理業		40(30)	90(70)	3	—	1	1	—	S47.10.1	
	湿式繊維板製造業		100(80)	80(60)	—	—	1	—	—	S47.10.1	
	化学工業		100(80)	70(50)	3	—	—	—	—	S48.4.1	
	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)		30(20)	30(20)	—	—	—	—	—	S47.10.1	
	窯業又は土石製品製造業	窯業原料精製業	25(20)	180(150)	2	—	—	—	—		
		その他	25(20)	30(20)	2	—	—	—	—		
	鉄鋼業		25(20)	30(20)	2	—	1	1	—		
	非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)		25(20)	30(20)	—	—	—	1	—		
	ガス供給業又はコークス製造業		90(70)	80(60)	—	—	—	—	—	S48.4.1	
	酸若しくはアルカリによる表面処理施設を有するもの又は電気めっき施設を有するもの		25(20)	30(20)	—	—	—	1	—	S47.10.1	
	旅館業		90(70)	90(70)	—	—	—	—	—	S58.1.1	
	病院		40(30)	90(70)	—	—	—	—	—		
	と畜業又は死亡獣畜取扱業		80(60)	80(60)	—	—	—	—	—	S48.4.1	
	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設(自動式車両洗浄施設を除く。)を有するもの		50(40)	70(50)	—	—	—	—	—	S58.1.1	
自動式車両洗浄施設を有するもの		25(20)	70(50)	—	—	—	—	—	S47.10.1		
科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行うもの		40(30)	90(70)	—	—	—	—	—	S58.1.1		
一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの		40(30)	50(40)	—	—	—	—	—	S47.10.1		
し尿処理施設を有するもの		(30)	(70)	—	—	—	—	—			
下水道終末処理施設を有するもの	西山水処理場、名城下水処理場及び柴田下水処理場		25(20)	70(50)	—	—	—	—	S48.4.1		
		堀留下水処理場	25(20)	70(50)	—	—	—	—	S48.10.1		
		その他	25(20)	70(50)	—	—	—	—	S47.4.1		
新設の工場又は事業場	下水道処理区域内に所在するもの	全業種	25(20)	30(20)	2	10	1	1	S47.4.1		
	その他の地域に所在するもの	全業種(畜産農業及びサービス業(豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。)、旅館業、し尿処理施設を有するもの並びに下水道終末処理施設を有するものを除く。)	25(20)	30(20)	2	10	1	1	S47.4.1		
	畜産農業又はサービス業(豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	旅館業	90(70)	100(80)	—	—	—	—	—	S58.1.1	
		し尿処理施設を有するもの	40(30)	70(50)	—	—	—	—	—		
	し尿処理施設を有するもの		40(30)	80(60)	—	—	—	—	—	S47.4.1	
	下水道終末処理施設を有するもの		25(20)	70(50)	—	—	—	—			

注1. () 内の数値は日間平均。

備考(全水域(木曾川水域))

1 この表において「既設の工場又は事業場」とは、次に掲げる工場又は事業場をいう。

(1) 昭和57年7月1日における水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1に掲げる施設(以下「特定施設」という。)のうち(2)に規定する施設以外の施設を昭和48年3月31日において現に設置している工場又は事業場(設置の工事をしているものを含む。)

(2) 昭和57年7月1日における政令別表第1第1号の2、第18号の2、第18号の3、第19号の1、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第64号の2、第66号の2、第68号の2、第69号の2、第69号の3、第70号の2又は第71号の2から第71号の4までに掲げる施設のみを同年12月31日において現に設置している工場又は事業場(設置の工事をしているものを含む。)

2 この表において「新設の工場又は事業場」とは、特定施設を設置した工場又は事業場のうち既設の工場又は事業場以外のものをいう。

3 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

5 排水基準を定める省令別表第2に掲げる排水基準でこの表の上乗せ排水基準の定めのないものは、新設の工場又は事業場のうち1日当たりの平均的な排出水の量が20㎡以上のものに係る排水について適用する。

7 第1号(2)に規定する施設を設置することにより新設の工場又は事業場となった工場又は事業場で、当該工場又は事業場に係るこの表に掲げる上乗せ排水基準の適用の日が「昭和48年4月1日」とあるものについては、当該上乗せ排水基準の適用の日は、昭和58年1月1日とする。

8 1の工場又は事業場が2以上の業種に属する場合にあっては、当該工場又は事業場の主たる事業の属する業種に係る上乗せ排水基準を適用する。

備考（名古屋港・庄内川等水域）

- この表において「下水道処理区域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水について適用する。
- この表に掲げる上乗せ排水基準（有害物質に係るものを除く。）は、既設の工場又は事業場にあつては1日当たりの平均的な排出水の量が50 m³（畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）並びに染色整理業に係る工場又は事業場にあつては20 m³）以上である工場又は事業場に係る排出水について、新設の工場又は事業場にあつては1日当たりの平均的な排出水の量が20 m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。ただし、窯業原料精製業に係る工場又は事業場にあつては1日当たりの平均的な排出水の量が10 m³以上である工場又は事業場に係る排出水について、非金属鉱業（窯業原料精製業を除く。）及び畜業に係る工場又は事業場並びにし尿処理施設のみを有する工場又は事業場にあつてはすべての工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 木曽川水域に係る上乗せ排水基準の表（以下「1の表」という。）備考第1号(2)に掲げる工場又は事業場に相当する工場又は事業場で、当該工場又は事業場に係るこの表に掲げる上乗せ排水基準の適用の日が「昭和48年6月24日」とあるものについては、当該上乗せ排水基準の適用の日は、昭和58年1月1日とする。
- 既設の工場又は事業場に当該工場又は事業場に係るこの表に掲げる上乗せ排水基準の適用の日（1の表備考第1号(2)に掲げる工場又は事業場に相当する工場又は事業場であつて適用の日が「昭和48年6月24日」とあるものにあつては、昭和58年1月1日とし、適用期間の定めのある工場又は事業場にあつては、当該適用期間の初日とする。以下この号において同じ。）後において特定施設（昭和58年1月1日前において、1の表備考第1号(1)に規定する施設に限る。以下この号において同じ。）を設置した場合（適用の日において特定施設の設置の工事をしている場合を除く。）で、当該特定施設の設置に伴い当該工場又は事業場の1日当たりの平均的な排出水の量が増加することとなるとき（当該特定施設の設置後の1日当たりの平均的な排出水の量が千m³未満であるときを除く。）は、当該特定施設の設置の日以後において当該工場又は事業場に係る排出水について適用される上乗せ排水基準のうち生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量についての許容限度は、付表の算式により算出して得られる値（mg/L）とする。ただし、適用期間の定めのある工場又は事業場に当該適用期間の末日までに特定施設を設置した場合（同日において特定施設の設置の工事をしている場合を含む。）における当該適用期間経過後（同日において特定施設の設置の工事をしている場合にあつては、当該特定施設の設置の日以後）の許容限度は、同表の算式により算出して得られる値とこの表に掲げる当該適用期間経過後の値とのいずれか小さい値とする。
- 1の表備考第1号から第3号まで、第5号、第7号及び第8号の規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準を適用する場合について準用する。

備考（名古屋市内水域）

- この表に掲げる上乗せ排水基準は、既設の工場又は事業場にあつては1日当たりの平均的な排出水の量が50 m³（畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）に係る事業場にあつては20 m³）以上である工場又は事業場に係る排出水について、新設の工場又は事業場にあつては1日当たりの平均的な排出水の量が20 m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 昭和43年9月11日以後において特定施設を設置した工場又は事業場（同日において特定施設の設置の工事をしていたものを除く。）であつて、政令附則第3項及び第4項の規定により排水基準を定める省令附則第2項の水質基準の適用を受けるものについては、この表に掲げる新設の工場又は事業場に係る上乗せ排水基準を適用する。
- 既設の工場又は事業場に昭和48年4月1日（1の表備考第1号(2)に掲げる工場又は事業場に相当する工場又は事業場で当該工場又は事業場に係る上乗せ排水基準の適用の日が「昭和47年10月1日」とあるものにあつては、昭和58年1月1日。以下この号において同じ。）後において特定施設（昭和58年1月1日前においては、1の表備考第1号(1)に規定する施設に限る。以下この号において同じ。）を設置した場合（昭和48年4月1日において特定施設の設置の工事をしている場合を除く。）で、当該特定施設の設置に伴い当該工場又は事業場の1日当たりの平均的な排出水の量が増加することとなるとき（当該特定施設の設置後の1日当たりの平均的な排出水の量が千m³未満であるときを除く。）は、当該特定施設の設置の日以後において当該工場又は事業場に係る排出水について適用される上乗せ排水基準のうち生物化学的酸素要求量及び浮遊物質量についての許容限度は、付表の算式により算出して得られる値（mg/L）とする。
- 1の表備考第1号から第3号まで、第5号、第7号及び第8号並びに2名古屋港・庄内川等水域に係る上乗せ排水基準の表（以下「2の表」という。）備考第1号及び第4号の規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準を適用する場合について準用する。この場合において、1の表備考第1号(1)中「昭和48年3月31日」とあるのは「昭和47年3月31日」と、同表備考第7号中「昭和48年4月1日」とあるのは「昭和47年4月1日」と、2の表備考第4号中「昭和48年6月24日」とあるのは「昭和47年10月1日」と読み替えるものとする。

区域の名称	範囲
名古屋港・庄内川等水域	三重県境（海部郡弥富町大字栄南地先）から羽豆岬南端（知多郡南知多町大字師崎字明神山2番地地先）に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域（名古屋市内水域に属する水域を除く。）並びに知多郡南知多町大字篠島の地先海域及びこれに流入する公共用水域
名古屋市内水域	荒子川（右岸は名古屋市港区一州町86番地1地先まで、左岸は名古屋市港区築地町11番地地先までの区間をいう。）、中川運河（右岸は名古屋市港区築地町3番地地先まで、左岸は名古屋市港区西倉町110番地地先までの区間をいう。）、堀川（右岸は名古屋市港区港町101番地地先まで、左岸は名古屋市港区東築地町26番地地先までの区間をいう。）、山崎川（右岸は名古屋市港区東築地町26番地地先まで、左岸は名古屋市港区大江町1番地1地先までの区間をいう。）、大江川（右岸は名古屋市港区大江町2番地4地先まで、左岸は名古屋市港区昭和町38番地2地先までの区間をいう。）、天白川（右岸は名古屋市港区船見町4番地3地先まで、左岸は東海市南柴田町リの割363番地12地先までの区間をいう。）及び庄内用水並びにこれらに流入する公共用水域（庄内川を除く。）

ウ. 苦 情

愛知県の水質汚濁に係る発生源別苦情受理の状況は、表 4-2-1-53 に示すとおりである。苦情件数は 496 件であり、不明（会社・事業所以外）を除くと製造業に対する苦情件数が 83 件と最も多く、次いで、個人（会社・事業所以外）が 74 件となっている。

対象事業実施区域を含む周辺市の水質汚濁に係る苦情新規直接受理件数の状況は、表 4-2-1-54 に示すとおりである。名古屋市が 80 件で最も多くなっている。

表 4-2-1-53 水質汚濁に係る発生源別苦情受理件数（平成 23 年度）

発生源	件数
農業	12
林業	1
漁業	1
鉱業	9
建設業	20
製造業	83
電気・ガス・熱供給・水道業	3
情報通信業	1
運輸業	8
卸売・小売業	12
金融・保険業	—
不動産業	—
飲食店、宿泊業	13
医療、福祉	3
教育、学習支援業	—
複合サービス事業	1
サービス業（他に分類されないもの）	21
公務（他に分類されないもの）	3
分類不能の産業	10
個人（会社・事業所以外）	74
その他（会社・事業所以外）	68
不明（会社・事業所以外）	153
合 計	496

資料：「平成23年度公害苦情調査」（平成25年6月現在、総務省ホームページ）

表 4-2-1-54 水質汚濁に係る苦情新規直接受理件数（平成 22 年度）

	犬山市	小牧市	春日井市	名古屋市
件数	8	11	65	80

資料：「平成24年度刊愛知県統計年鑑」（平成25年6月現在、愛知県ホームページ）

3) 水底の底質

ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲のダイオキシン類水環境（公共用水域・底質）調査地点は図 4-2-1-12 に、調査結果は表 4-2-1-55 に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周囲の測定地点では、環境基準を達成している。

表 4-2-1-55 ダイオキシン類水環境（公共用水域・底質）調査結果（平成 23 年度）

（単位：pg-TEQ/g）

No.	水系	河川名	測定地点	調査結果	環境基準	試料採取日
底ダ 1	庄内川	庄内川	水分橋	0.36	150pg-TEQ/g 以下	平成 23 年 10 月 14 日
底ダ 2			枇杷島橋	0.22		平成 23 年 10 月 14 日
底ダ 3		矢田川	大森橋	0.21		平成 23 年 8 月 5 日

注1. 環境基準は表 4-2-1-56参照。

資料：「平成23年度ダイオキシン類に係る環境調査結果について」

（平成25年6月現在、愛知県ホームページ）

イ. 水底の底質に係る環境基準等

水底の底質に係る環境基準は、表 4-2-1-56 に示すとおりである。

表 4-2-1-56 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質）に係る環境基準

（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

媒体	環境基準
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
備考1. 環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。	
2. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	

4) 水資源

対象事業実施区域を含むその周辺市の水源の分布状況は、表 4-2-1-57 に示すとおりである。対象事業実施区域を含むその周辺市の水道事業者の水源は、犬山市が 6 箇所、小牧市が 5 箇所、春日井市が 6 箇所、名古屋市が 3 箇所である。

なお、対象事業実施区域及びその周囲の地域における漁業権の設定はない。

表 4-2-1-57 水源の分布状況

（単位：箇所）

事業主体	箇所数
犬山市	6
小牧市	5
春日井市	6
名古屋市	3

資料：「水道水質データベース」

（平成25年6月現在、社団法人日本水道協会ホームページ）